

保険かわら版

【医科歯科共通】 予約キャンセル料の取り扱い

厚労省は 5 月 29 日に療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについての疑義解釈を発出した。

【予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料】

Q1：療養の給付と直接関係ないサービスとして「予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料」が追加されたが、これは選定療養における「予約に基づく診察」において、当該診察日の直前に患者都合で予約がキャンセルされた場合に限って、患者から費用の徴収が認められたということか。

A1：そのとおり。
(編注) 選定療養で予約料を徴収している場合の取り扱いであり、通常の保険診療における患者都合のキャンセルについては、キャンセル料を徴収できない。

【歯科】疑義解釈その 5

厚労省は 5 月 8 日に疑義解釈その 5 を発出した。

【歯周病継続支援治療】

Q 1：令和 8 年度診療報酬改定において、歯周病安定期治療及び歯周病重症化予防治療が歯周病継続支援治療に統合されたが、令和 8 年 5 月末までに歯周病安定期治療又は歯周病重症化予防治療を算定し、同年 6 月以降に歯周病継続支援治療を開始する場合の取扱い

理事会便り

4/28 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶ Web 会議にて開催。19:00～20:34 出席役員：原会長、池上、市川、奥山、具足、河野、長井、林（卓）、布山、降旗、丸山（康）、三田、宮沢、山崎（恭）、山崎（徹）、米田各理事

■協議事項

一、役員体制と新年度理事会運営…新任理事から挨拶があった。◆理事会の運営申し合わせを確認した。◆副会長は、医科から降旗、山崎（徹）両理事、

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分（開設管理者の交代や遡及、移動等を除く）を紹介している。4/1～4/30 間は医科 1 件、歯科 0 件。(氏名敬称略)

如何。

A 1：小児口腔機能管理料の注 5 に規定する口腔管理体制強化加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関においては、歯周病継続支援治療を 6 月に算定して差し支えない。なお、当該加算に係る施設基準の届出を行っていない保険医療機関においては、歯周病安定期治療又は歯周病重症化予防治療の前回実施月の翌月の初日から起算して 2 月を経過した日以降に算定する。

Q 2：「I011-2」の歯周病継続支援治療の注 4 に掲げる重症化予防連携強化加算について、以下の場合において、診療情報等連携共有料は算定できるのか。

②他の保険医療機関に対して情報提供を行う際に、診療情報等連携共有料 2 を算定する場合

①診療情報等連携共有料 1 により、他の保険医療機関に対して情報提供を求め、それに基づいた他の保険医療機関からの情報提供により重症化予防連携強化加算を算定する場合

A 2：いずれも算定要件を見たす場合は算定して差し支えない。

【新製有床義歯管理料】

Q 3：令和 8 年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の取扱いが見直されたが、令和 8 年 5 月末までに新製有床義歯管理料を算定し、6 月を超えない期間で新たに別の新製有床義歯に関する取扱いの説明等を行った場合の取扱い如何。

A 3：新製有床義歯管理料を再度算定

歯科から宮沢、林（春）、奥山各理事の 5 名とすることを確認した。◆医科部会長を降旗副会長、歯科部会長を奥山副会長、総務部長を米田理事、組織拡大部長を降旗副会長、広報編集部長を山崎（徹）副会長とすることを確認した。

二、新年度の医療運動課題…年間スケジュール案および当面の主な行事・企画に基づき、今年度の運営を進めることとした。◆健康保険法等改正案が 4 月 28 日に衆議院本会議で可決・通過したことが報告された。請願署名は引き続き取り組むことを確認した。災害共済給付と子ども医療費助成との調整に関する要望について確認した。

三、組織拡大について…4 月 1 日現在の会員数は 1,287 名で、閉院等による退会が目立つこと、医科・歯科とも若い世代、とりわけ勤務医・研修医への働きかけが課題であることを確認し

して差し支えない。

【特定保険医療材料】

Q 4：人工歯（陶歯、レジン歯、スルフォン樹脂レジン歯及び硬質レジン歯）の材料価格基準の単位が 1 歯単位に見直されたが、当該材料については、

1 歯単位の材料価格を 10 円で除して得た点数（端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数）を、使用した人工歯の歯数分で合算して算定すればよいか。

A4：そのとおり。

お知らせの先生に入会をお勧めください

長野県保険医協会では、4 月からの新たな役員体制のもと、組織拡大を最重要課題の一つに位置づけ、会員数の拡大と組織強化に取り組んでいます。会員の皆様には、お知らせの開業医、勤務医、ご子息・ご息女など、未入会の先生をぜひ協会へご紹介くださいますようお願い申し上げます。

協会では、診療報酬改定の際には、例年、医科・歯科ともに県内各地で改定説明会を開催しており、本年も 4 月から 5 月にかけて実施しました。また、『保険診療の手引き』『歯科保険診療の研究』『在宅医療点数の手引き』をはじめ、日常診療に役立つ各種テキストの改訂版も発行しています。

日常的な電話相談に加え、審査対策や個別指導対策にも力を入れています。個別指導の実施通知が届いた際などには、訪問相談を行うなど、会員の先生方をきめ細かくサポートしています。

さらに、必要に応じて税理士・社会保険労務士・弁護士などの専門家と連携し、医院経営や生活に関する個別相談にも対応しています。今後も、多彩な事業を通じて、多くの先生方にご利用いただけるよう努めてまいります。

共済制度では、月払や一時払、減口、払込中断などに対応した柔軟性の高い「保険医年金」をはじめ、非営利ならではの優れたコストパフォーマンスを誇る「休業保障制度」、他県協会との共同実施によりスケールメリットが増した「グループ保険」など、充実した制度を用意しています。

また、長野県には協会会員が出資して設立した協同組合があり、1 口 2 万円出資頂くと（脱退時返金）医療材料や機械類などの共同購入事業や、ガソリンカード、被ばく線量測定のできる「ルミネスバッジ」などの提携事業が組合員価格で利用できます。各種共済制度以外に自動車保険や火災保険、医師賠償責任保険なども取り扱っています。

協会の事業をさらに多くの先生方に知っていただくため、ぜひお知らせの未入会の先生をご紹介ください。

た。

■報告・承認事項

一、3 月～4 月会務報告について確認した。

二、2 月度会計報告について承認した。

三、佐久地区社保の代表委員について林春二先生を引き続きお願いすること、団体会費として 3 口 9 千円を支払うことが承認された。

四、福祉医療給付制度の改善をすすめる会役員選出について副会長を引き続き宮沢先生を、事務局次長は増田事務局次長を推薦することが承認された。

五、4 月 18 日長野県北部を震源とする地震について、現時点で会員からの被害報告は寄せられていないことが報告された。

六、6・21 長野県民の集い呼びかけ人について、宮沢前会長の名前で継続することが承認された。

活動日誌

4/19 保団連理事会

4/21 後期高齢者地域連合への要請 / 医科新点数検討会（飯田）

4/23 医科新点数検討会（長野）

4/24 組織拡大役員学習会

4/25-26 保団連政策部会

4/26 保団連第二次新点数検討会（医科）

4/28 理事会

4/30 厚生会事務局長会議

5/8 社保協事務局会議 / 福祉医療給付制度の改善をすすめる会

5/12-13 保険診療の手引全体検討

5/14 北信越ブロック事務局長会議 / 医科新点数 Q&A 検討会（飯田）

長野県保険医協会の会員数

1,292 名（医科 726 名、歯科 566 名）
5 月 1 日現在

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
はちやこどもクリニック	小 アレ	388-8004	長野市篠ノ井会 6 9 2 番地 2	026-214-9674	蜂谷 明	1	無	令和 8 年 5 月 1 日

※ 1 診療科名は略記載。 ※ 2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※ 3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※ 4 指定期間は指定日より 6 年。